

重点事業の記載事項の見直し

資料1

P16-P22

基本方針 I 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進

P17

施策	見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
① 妊娠・ 出産・ 子育てを支える切れ目のない支援体制の強化	前	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)の 相談支援	子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行う。(母子保健ケアマネジャー配置の子育て世代包括支援センターにおいては母子健康手帳交付を実施する。)	整備を予定している子ども家庭総合支援拠点と連携して事業を実施する。	ネウボラ課 地域包括ケア課
	後	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)の 相談支援	子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行う。(母子保健ケアマネジャー配置の子育て世代包括支援センターにおいては母子健康手帳交付を実施する。)	<u>引き続き、令和2年4月に設置された子ども家庭総合支援拠点と連携強化を図るとともに、研修や事例検討などを通じ、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーの相談技術の向上を図っていく。</u>	
見直しの理由		令和2年4月に、子ども家庭総合支援拠点が整備が完了したため。引き続き拠点と子育て世代包括支援センターとの連携を強化していく。			

P19

施策	見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
② 特別な配慮を要する家庭への支援強化	前	子ども家庭総合支援拠点の整備	子ども・子育てに関する相談・支援・調整及び要保護児童・要支援児童等について一元的に対応する機関として子ども家庭総合支援拠点を整備する。	子ども・子育てに関する相談・支援等について一元的に対応する機関として子ども家庭総合支援拠点を整備し、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携することで、配慮を要する家庭に対しての効果的支援を強化する。	地域包括ケア課
	後	子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携	子ども・子育てに関する相談・支援・調整及び要保護児童・要支援児童等について一元的に対応する子ども家庭総合支援拠点と、 <u>妊娠期から切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターが、支援・配慮を要する児童及びその世帯について必要な情報を共有し、連携した対応を行う。</u>	<u>妊産婦及び子育て世帯について、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが定期的且つ継続的な情報共有及び支援方針共有を行うことで、支援・配慮を要する児童及びその世帯に対し効果的支援を実施する。</u>	地域包括ケア課 ネウボラ課
見直しの理由		子ども家庭総合支援拠点については令和2年4月1日に整備を行ったことから、計画後期においては新規整備した拠点と子育て世代包括支援センターの連携により支援強化を図ることを目標とする。			

P24

施策	見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
<p>③ 「子ども基点」の子どもたちの育ちと子育ての質の確保・向上</p>	前	<p>(仮称)保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上</p>	<p>市内保育施設間の知識・技術の共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設の巡回支援や、保育の質の向上のための研修や教材の研究、更には在園児以外の子ども・家庭に対する新たな事業の検討などを行う。</p>	<p>令和4年度から本格的な(仮称)保育センターを始動するための準備として、保育の考え方・基本となる研修材料の研究を行うほか、市内保育施設等の特色など情報収集・整理等を行う。(仮称)保育センターの開設後は、研修材料の研究を生かした保育施設等への研修、巡回支援、保育に関する相談窓口等、順次事業を展開する。</p>	<p>保育施設課 保育サポート課</p>
	後	<p>(仮称)保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上</p>	<p>市内保育施設間の知識・技術の共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設の巡回支援や、保育の質の向上のための研修や教材の研究、更には在園児以外の子ども・家庭に対する新たな事業の検討などを行う。</p>	<p><u>令和4年度に開設した保育センターにおいて、研修材料の研究を生かした保育施設等への研修、巡回支援、保育に関する相談窓口等、順次事業を展開する。</u></p>	
見直しの理由	<p>令和4年4月1日に『和光市保育センター』が開所したことから、「事業名」及び「方向性」の事後の記述に見直しをした。</p>				